

○ 高等学校等奨学給付金 加算額受給額（非課税世帯で保護者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯）
 ア～オの順に確認してください。『加算対象』と記載のある生徒は、「(3) 基準額2+加算額」を申請できます。
 ※生活保護世帯で生業扶助を受給している世帯、通信制課程及び専攻科は加算申請できません。

生徒の兄弟姉妹 (保護者が扶養する兄弟姉妹)	弟・妹 (給付金対象外)		奨学給付金対象校に在学する生徒						兄・姉 (給付金対象外)	
	中学生以下	中学校を卒業した方	1年生		2年生		3年生		高校3年生～ 23歳未満	23歳以上
			通信制	全日・定時	通信制	全日・定時	通信制	全日・定時		
			 基準額2		 加算対象		 加算対象			
			 加算対象				 基準額2			
			 基準額2				 加算対象			
	① 1～3年生の生徒が二人以上あり、他に23歳未満の兄・姉がいない場合は、どちらか一方が基準額2、その他の生徒は基準額2+加算額を申請できます。三人以上の場合、一人は基準額2のみ、残りは基準額2+加算額を申請できます。									
			 加算対象				 加算対象			
ア 15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる	② 1～3年生の生徒のほかに、23歳未満の兄・姉が一人以上いる場合は、生徒全員が基準額2+加算額を申請できます。（兄・姉の在学・課程は問いません。）									
					 加算対象	 基準額2				
			 基準額2		 加算対象		 加算対象			
	③ 1～3年生の生徒の兄弟姉妹で、高校の通信制課程（専修学校・定時制高校と併修する場合を除く）に在学する方がいる場合は、全日・定時制課程の生徒全員が基準額2+加算額を申請できます。（通信制課程の生徒は基準額2を申請できます。）									
	 特別支援学校などに在学				 加算対象		 加算対象			
	④ 弟・妹が、特別支援学校高等部などの奨学給付金の対象にならない学校のみ在学する場合は、生徒全員が基準額2+加算額を申請できます。									
	 学校に在学していない		 加算対象		 加算対象					
	⑤ 中学卒業後、7月1日時点で学校に在学していない（無職・浪人・アルバイトなど）弟・妹が一人以上いる場合は、生徒全員が基準額2+加算額を申請できます。									
イ 23歳以上の高校生の兄弟姉妹がいる					 加算対象		 加算対象		 23歳以上	
	1～3年生の生徒全員が基準額2+加算額を申請できます。 ※23歳以上の高校生の兄・姉も、要件を満たしていれば給付金の申請は可能ですが、例の場合は加算額の申請はできません。									

●次のような場合は、加算額は支給されません

生徒の兄弟姉妹	弟・妹		奨学給付金対象校に在学する生徒						兄・姉	
	中学生以下	中学校を卒業した方	1年生		2年生		3年生		高校3年生～ 23歳未満	23歳以上
兄弟姉妹がいない				 基準額2						
弟妹は全員中学生以下	 			 基準額2						
兄姉は全員23歳以上 (高校生ではない)				 基準額2					 高校生ではない	
23歳未満の兄姉や、高校生ではない弟妹がいるが、保護者に扶養されていない			1年生  基準額2	2年生で、扶養されていない  基準額2	3年生で、扶養されていない  基準額2					
		 扶養されていない			 基準額2				 扶養されていない	